

カナダ，イギリスおよび南アフリカにおける キャッシュ・フロー情報開示

Disclosure of Cash Flow Information in Canada, U. K. and South Africa

澤 村 隆 秀*

Takahide SAWAMURA

目 次

- I. はじめに
- II. カナダ
- III. イギリス
- IV. 南アフリカ
- V. IASR7のキャッシュ・フロー計算書
- VI. おわりに

I. はじめに

キャッシュ・フロー情報開示は，キャッシュ・フロー計算書の作成によって行われている。近年では，国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee；IASC，2001年に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board；IASB）へと組織変更）が1992年12月に公表した国際会計基準改訂第7号（International Accounting Standards Revised No.7；IASR7）「キャッシュ・フロー計算書」（Cash Flow Statements）¹⁾の規定にもとづくキャッシュ・フロー計算書（Cash Flow Statements）に準拠してキャッシュ・フロー計算書の規定を設定し，作成している国が多くみられる。

そこで本稿では，このIASR7に準拠してキャッシュ・フロー計算書を作成しているカナダの1998年に改訂されたカナダ勅許会計士協会（Canadian Institute of Chartered Accountant；CICA）のCICAハンドブックセクション1540（CICA Handbook, Section 1540；HdbkSR1540）「キャッシュ・フロー計算書」（Cash Flow Statements）²⁾にもとづくキャッシュ・フロー計算書，イギリスの1996年に改

*経営情報学科－会計学

Department of Business Administration and Information Science－Accounting

訂された財務報告基準第1号 (Financial Reporting Standards 1 ; FRSR1) 「キャッシュ・フロー計算書」 (Cash Flow Statements)³⁾ にもとづくキャッシュ・フロー計算書, および南アフリカの1996年の会計基準改訂第118号 (Statement of Generally Accepted Accounting Practice, Revised Accounting Standards 118 ; RAC118) 「キャッシュ・フロー計算書」 (Cash Flow Statements)⁴⁾ にもとづくキャッシュ・フロー計算書によるキャッシュ・フロー情報開示の現状に注目し, その内容を明らかにしてみる。また, IASR7にもとづくキャッシュ・フロー計算書によるキャッシュ・フロー情報開示にも注目し, その内容を明らかにする。

II. カナダ

カナダでは, キャッシュ・フロー情報開示は資金計算書の作成によっていた。カナダ勅許会計士協会 (Canadian Institute of Chartered Accountant ; CICA) の調査によれば, 1956年にはカナダ主要企業300社中約20%の企業が資金の源泉および使途に関する計算書 (Statement of Source and Application of Funds) を作成していた⁵⁾。この計算書に対する規定は, 1968年に公表されたCICAハンドブックセクション1540 (CICA Handbook, Section 1540 ; 以下, HdbkS1540) 「資金の源泉および使途に関する計算書」 (Statement of Source and Application of Funds)⁶⁾ である。1974年に, このCICA HdbkS1540は「財政状態変動表」 (Statement of Changes in Financial Position ; SCFP)⁷⁾ として改訂・公表された。その後, 1985年, 1989年に一部改訂され, 1998年8月には「キャッシュ・フロー計算書」 (Cash Flow Statements)⁸⁾ が公表された⁹⁾。ここでは, 1998年に改訂されたCICAハンドブックセクション1540 (以下, HdbkSR1540) にもとづくキャッシュ・フロー計算書を概括する。

(1) 作成および資金概念

キャッシュ・フロー計算書は完全な一組の財務諸表の一つとして作成されるとして, HdbkSR1540で次のように述べている¹⁰⁾。

「キャッシュ・フロー計算書は, もし報告企業が公企業でなければ, 財務諸表が公表される各期間における財務諸表の全体部分として公表されるべきであり, かつ要求されるキャッシュ・フロー情報は他の財務諸表から直ちに明らかにされるか, あるいは財務諸表に対する注記において適切に開示される。キャッシュ・フロー計算書が公表されない場合, その理由が開示されるべきである。」

資金概念は現金および現金同等物と規定し、現金には手許現金および要求払預金、現金同等物には直ちに一定の現金額へ換金でき、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期で、流動性の高い投資が含まれるとしている¹¹⁾。

(2) 表示区分および表示形式

キャッシュ・フロー計算書の表示区分は、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローの3区分としている。

営業活動によるキャッシュ・フローは企業の主要な収益獲得活動から主に得られる。それゆえ、それらは一般的に純利益あるいは純損失の決定にかかわる取引および他の事象から生じるとして、次を例示している¹²⁾。

- (a) 商品の販売およびサービスの提供による現金収入
- (b) ロイヤリティ、報酬、手数料およびその他の収入による現金収入
- (c) 商品およびサービスに対する仕入先への現金支出
- (d) 従業員に対する、および従業員のための現金支出
- (e) 純利益の決定に含まれる利息および配当金に関する現金収入および現金支出
- (f) 保険料および保険請求、年金およびその他の保険期間中の給付金による保険会社の現金収入および現金支出
- (g) 法人税およびその他の税金に関する現金支出および還付、および
- (h) 営業目的で保有される契約による現金収入および現金支出

投資活動によるキャッシュ・フローの開示は将来の利益およびキャッシュ・フローを生み出す源泉をなす支出の大きさを示すので重要であるとして、次を例示している¹³⁾。

- (a) 資本資産およびその他の長期資産を取得するための現金支出。これらの支出は、生産的使用のために事実上完成し、準備するまえに支払われ、かつ資産化された利息を含む資産化された開発費および自己建設による資本資産に関連する支出を含む
- (b) 資本資産およびその他の長期資産の売却による現金収入
- (c) 他の企業の持分証券あるいは負債証券、およびジョイント・ベンチャーにおける持分を所得するための現金支出（現金同等物とみなされるそれらの証券あるいは営業目的で保有されるそれらの証券に関する支出を除く）
- (d) 他の企業の持分証券あるいは負債証券、およびジョイント・ベンチャーにおけ

る持分の売却による現金収入（現金同等物とみなされるそれらの証券あるいは営業目的で保有されるそれらの証券に関する収入を除く）

- (e) 他の当事者に対してなされた前渡金および貸付金
- (f) 他の当事者に対してなされた前渡金および貸付金の返済による現金収入
- (g) その契約が営業目的で保有されるか、その支出が財務活動として分類される場合を除く、先物契約、先渡契約、オプション契約およびスワップ契約による現金支出、および
- (h) その契約が営業目的で保有されるか、その収入が財務活動として分類される場合を除く、先物契約、先渡契約、オプション契約およびスワップ契約による現金収入

財務活動によるキャッシュ・フローの開示は企業に対する資本および負債による資金調達の提供者が将来のキャッシュ・フローに関する請求権を予測するさい有用となるので重要であるとして、次を例示している¹⁴⁾。

- (a) 持分証券の発行による現金収入
- (b) 企業の株式を取得あるいは償還するための出資者への現金支出
- (c) 無担保社債の発行、借入金、手形借入金、社債の発行、担保附社債の発行、および金融機関が承認する保証金を含む、その他の短期あるいは長期借入金による現金収入
- (d) 借入金の現金による返済
- (e) 資本リースに関連する負債残高の減少分に対する賃借人による現金支出、および
- (f) 留保利益の賦課される配当金および利息の現金支出

キャッシュ・フロー計算書の表示形式については、営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法を直接法か間接法のいずれかの方法によるとして、直接法の下では、主要なクラスの現金収入および現金支出の総額が開示され、間接法の下では、営業活動によるキャッシュ・フローの純額が純利益あるいは純損失と次の項目との調整により決定されるとして、例示している¹⁵⁾。

- (a) 減価償却費、偶発損失引当金、見積税金（Future Taxes）、未実現為替差益および未実現為替差損、被投資会社の未分配持分利益（Undistributed Profits of Equity Accounted Investees）および非支配的利権（Non-Controlling Interests）のような非資金項目

- (b) 棚卸資産および営業活動による売上債権および仕入債務の当該期間の増減額
- (c) 過去あるいは将来の営業活動による現金収入あるいは現金支出に関するその他の繰延項目あるいは見越項目、および
- (d) 投資活動によるキャッシュ・フローあるいは財務活動によるキャッシュ・フローに関連する収益、費用、利得あるいは損失

Ⅲ. イギリス

イギリスにおいて、キャッシュ・フロー情報開示が活発になるのは1970年代に入ってからである。1975年7月に、イングランド・ウェールズ勅許会計士協会（Institute of Chartered Accountants in England and Wales；ICAEW）は会計基準運営委員会（Accounting Standards Steering Committee；ASSC）から標準会計実務書第10号（Statements of Standard Accounting Practice 10；SSAP10）「資金の源泉および使途に関する計算書」（Statements of Source and Application of Funds）¹⁶⁾を公表した。これにより、資金の源泉および使途に関する計算書は基本財務諸表の一つとして作成することが義務づけられた。なお、ASSCは1976年に会計基準委員会（Accounting Standards Committee；ASC）へと組織変更される。また、SSAP10の遵守は、1977年10月に公表された国際会計基準第7号（International Accounting Standards No.7；IAS7）「財政状態変動表」（Statement of Changes in Financial Position；SCFP）¹⁷⁾に対して自動的に準拠することになるとして1978年6月に改訂され、第4部国際会計基準第7号（IAS7）「財政状態変動表」（SCFP）の遵守が加えられた¹⁸⁾。

その後、1991年9月に会計基準審議会（Accounting Standards Board；ASB）は財務報告基準第1号（Financial Reporting Standards 1；FRS1）「キャッシュ・フロー計算書」（Cash Flow Statements）¹⁹⁾を公表したが、1996年10月に改訂され、財務報告基準第1号（Financial Reporting Standards 1；以下、FRSR1）「キャッシュ・フロー計算書」（Cash Flow Statements）²⁰⁾が公表された²¹⁾。ここでは、1996年に改訂されたFRSR1にもとづくキャッシュ・フロー計算書を概括する。

(1) 目的および資金概念

キャッシュ・フロー計算書は他の基本財務諸表を補完して完全なものにするよう意図される。利益および他の利得あるいは損失に関する情報が会社の発展を予測するにあたって明らかに大変重要であるかぎり、会社の利得および損失、およびその他の取引がキャッシュ・フローにどのように反映されているかを理解することは同様に重要であるとしている²²⁾。また、目的は適用範囲における報告実体が確実にすることとし

て、FRSR1において次のように述べている²³⁾。

- (a) 異なる企業のキャッシュ・フローの成果を容易に比較させる意味において、キャッシュ・フローの重要な構成要素を強調することによって、一会計期間の現金創造および現金吸収を報告すること、および
- (b) 企業の流動性、支払能力および財務適応性の予測を支持する情報を提供すること

資金概念は手許現金およびすべての正規の金融機関に対する要求払預金として、次のように述べている²⁴⁾。

「手許現金およびすべての正規の金融機関に対する要求払預金、ただし要求払預金に対するすべての正規の金融機関からの当座借越を控除する。要求払預金は、預金がいつでも通知なく、かつ違約金なく引出されうる場合、あるいは24時間ないし平日1日以内の満期日あるいは期間が同意されている場合の預金である。現金は、手許現金および外貨建預金を含む。」

(2) 表示区分および表示形式

キャッシュ・フロー計算書の表示区分は、①営業活動、②投資報酬および資金調達費用、③税金、④資本的支出および財務的投資、⑤取得および処分、⑥株式配当金支出、⑦流動資源の管理、および⑧財務の8区分としており、独自の表示区分となっている。

営業活動では、営業活動によるキャッシュ・フローが示される。この点について、営業活動によるキャッシュ・フローとは一般的に、通常、営業利益を計算するさい損益勘定で示される営業活動あるいは売買活動に関連する取引およびその他の事象の現金による影響であるとしている。また、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社からの配当金収入は営業活動の区分と投資報酬および資金調達費用の区分との間の独立した項目として含められるべきであるとしている²⁵⁾。この場合には、表示区分は9区分となる。

投資報酬および資金調達費用は、投資にかかわる所有者から生じる収入および別の見出しで分類されるパラグラフ11-32（8区分表示の各区分規定一筆者）で要求される項目を除く、資金提供者、非株主持分（たとえば、優先株式の所有者）および少数株主持分に対する支出であるとしている²⁶⁾。投資報酬および資金調達費用の区分におけるキャッシュ・フローを次のように例示している²⁷⁾。

- (a) すべての税金還付を含む利息収入、および
 - (b) すべての税金を控除した正味の配当金収入（報告企業の持分からの配当金を除く）
-
- (a) 権威ある課税機関から控除されたすべての税金および課税機関に対して支払われたすべての税金を含む利息支出（たとえ資産化されたとしても）
 - (b) 財務報告基準第4号（FRS4；資本証券一筆者）において金融費用とみなされるキャッシュ・フロー（これは負債および非株主持分資本にかかわる発行費用を含むであろう）
 - (c) ファイナンス・リースにおける支払リース料の利息部分
 - (d) 企業実体の非持分株式にかかわる配当金支出、および
 - (e) 少数株主持分に対する配当金支出

税金は報告企業の収益および資本利益に関する課税機関に対するキャッシュ・フローあるいは課税機関からのキャッシュ・フローとして、税金還付、超過金の請求あるいは返還の関する課税機関からの現金収入、および前払法人税を含む税金の課税機関に対する現金支出を例示している²⁸⁾。

資本的支出および財務的投資すべての固定資産の取得あるいは処分に関連するキャッシュ・フローとして、次のように例示している²⁹⁾。

- (a) 財産、工場および設備の売却収入あるいは処分収入、および
 - (b) 他企業に対する報告企業の貸付金の返済による収入、あるいは財務報告基準（FRS）のパラグラフ22-24（取得および処分の区分におけるキャッシュ・フロー一筆者）およびパラグラフ26-28（流動資源の管理の区分におけるキャッシュ・フロー一筆者）にそれぞれ述べられているような、流動資源の取得あるいは処分あるいは増減の一部を構成する収入以外の他企業の負債証券の売却による収入
-
- (a) 財産、工場および設備を取得するための支出、および
 - (b) 報告企業により行われた貸付金、および財務報告基準（FRS）のパラグラフ22-24（取得および処分の区分におけるキャッシュ・フロー一筆者）およびパラグラフ26-28（流動資源の管理の区分におけるキャッシュ・フロー一筆者）にそれぞれ述べられているような、流動資源の取得あるいは処分あるいは増減の一部を構成する支出以外の他企業の負債証券の取得するための支出

取得および処分はすべての営業活動あるいは事業活動の取得あるいは処分に関連する関連するキャッシュ・フローとして、次のように例示している³⁰⁾。

- (a) 子会社事業投資の売却による収入、現金および売却の一部として振替えられた当座借越のすべての残高をそれぞれ示す
- (b) 関連事業投資あるいはジョイント・ベンチャー投資の売却による収入、および
- (c) 営業活動あるいは事業活動の売却による収入

- (a) 子会社事業投資を取得するための支出、現金および取得時の当座借越のすべての残高をそれぞれ示す
- (b) 関連事業投資あるいはジョイント・ベンチャー投資を取得するための支出、および
- (c) 営業活動あるいは事業活動を取得するための支出

株式配当金支出の区分におけるキャッシュ・フローには、報告企業の、あるいは企業集団の場合には親会社の配当金支払額が含まれるとしている（前払法人税はすべて除く）³¹⁾。

流動資源の管理はパラグラフ2（定義（資金概念）－筆者）に定義されるような流動資源に関連するキャッシュ・フローを含むとして、次のように例示している³²⁾。

- (a) パラグラフ9(b)（短期預金など－筆者）の下での純額ではなく、その範囲において現金とみなされない短期預金の引出し、および
- (b) 流動資源として保有されるすべてのその他の投資の処分あるいは償還による収入

- (a) パラグラフ9(b)（短期預金など－筆者）の下での純額ではなく、その範囲において現金とみなされない短期預金に対する支出、および
- (b) 流動資源として保有されるすべてのその他の投資を取得するための支出

財務は外部資金提供者からの元本収入あるいは外部資金提供者に対する元本返済を含むとして、次のように例示している³³⁾。

- (a) 株式あるいはその他の持分証券の発行による収入、および
- (b) 無担保社債の発行、借入金、手形借入金および社債の発行、および長期および短期借入金による収入（当座借越を除く）

- (a) 借入金の返済（当座借越を除く）
- (b) ファイナンス・リースにおける支払リース料の資産化分
- (c) 企業の株式を再取得あるいは償還するための支出、および
- (d) 持分株式のすべての発行にかかわる費用あるいは手数料に対する支出

キャッシュ・フロー計算書の表示形式については、営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法を直接法か間接法のいずれかの方法によるとして、FRSR1で次のように述べている³⁴⁾。

「財務報告基準（FRS）は営業活動によるキャッシュ・フローを直接法か間接法のいずれかを用いて作成することを許容する。直接法を用いて作成されるキャッシュ・フロー計算書は、営業活動による現金収入および現金支出（とくに、得意先からの現金収入、仕入先に対する現金支出、および従業員に対する、および従業員のための現金支出を含む）を合計して営業活動による正味キャッシュ・フローを示す。営業活動による正味現金収入あるいは支出を計算して個々の要素のキャッシュ・フローを報告するのではなく、間接法を用いたキャッシュ・フロー計算書では営業活動による正味現金収入あるいは支出が営業利益との調整によって得られる。財務報告基準（FRS）は、たとえば直接法が用いられるとしても調整表を要求する。この調整表は営業利益と非現金借方項目および貸方項目とを修正し、引当金が営業利益を計算するさい控除されたかどうかにかかわらず引当金に関連するキャッシュ・フローを営業項目にもたらすのである。このようなキャッシュ・フローの例は、営業活動終了時、あるいは基本的な再編成あるいはリストラクチャリング（財務報告基準第3号（FRS3）『財務成果の報告』、パラグラフ20aおよび20b）における引当金による余剰支出の減少であり、また取得時にもたらされる営業項目上のキャッシュ・フローである。」

(3) IASR7の遵守

FRSR1の規定は、後述する国際会計基準改訂第7号（International Accounting Standards Revised No.7；IASR7）とはかなり異なる内容である。IASR7に対する遵守について、FRSR1の付録Ⅱ－国際会計基準の遵守で次のように述べている³⁵⁾。

「キャッシュ・フローに関する国際会計基準は、『国際会計基準第7号（原文はすべてIAS7だが、ここではIASR7とする－筆者）』である。IASR7は、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローを企業に示すよう要求している。報告されるべきキャッシュ・

フローは、当該期間の現金および現金同等物の増減の報告をもたらす現金および現金同等物に関する収入および支出である。付録Ⅲ（財務報告基準（FRS）の発展一筆者）で述べられる理由のため、財務報告基準（FRS）は最初のFRS1（1991年公表一筆者）を、IASR7と同様のキャッシュ・フロー計算書を要求するように修正した。」

IV. 南アフリカ

南アフリカにおけるキャッシュ・フロー情報開示は、イギリスと同様に1970年代に入ってからである。1973年の会社法第61条細則第4（The 4th Schedule to the Companies Act, No. 61 of 1973, Sch. 4）³⁶⁾により、「資金の源泉および使途に関する計算書」（Statements of Source and Application of Funds）の作成がはじめて規定された。この規定は、1974年1月1日より施行された。それ以降、アメリカやイギリスのキャッシュ・フロー情報開示の動向に注目しながら、南アフリカ勅許会計士協会（South African Institute of Chartered Accountants；SAICA）は1988年7月に会計基準第118号（Statement of Generally Accepted Accounting Practice, Accounting Standards 118；AC118）「キャッシュ・フロー情報」（Cash Flow Information）³⁷⁾を公表した。この規定により「キャッシュ・フロー情報計算書」（Statement of Cash Flow Information；SCFI）の作成が義務づけられた。

キャッシュ・フロー情報計算書（SCFI）は現金および現金同等物にもとづいて、収入および支出を営業活動、投資活動および財務活動の3区分に分類した計算書である。しかしながら、アメリカなどにみられるキャッシュ・フロー計算書とはかなり異なり、営業活動によるキャッシュ・フローおよび投資活動によるキャッシュ・フローの結果を財務活動によるキャッシュ・フローの結果と照合させる、独特の形式の計算書であった。このAC118は会計実務委員会（Accounting Practices Committee；APC）が1993年に国際会計基準（International Accounting Standards；IAS）への準拠を承認したことから1996年5月に改訂され、会計基準改訂第118号（Statement of Generally Accepted Accounting Practice, Revised Accounting Standards 118；以下、RAC118）「キャッシュ・フロー計算書」（Cash Flow Statements）³⁸⁾が公表された³⁹⁾。ここでは、1996年のRAC118にもとづくキャッシュ・フロー計算書を概括する。

(1) 目的および資金概念

キャッシュ・フロー情報は企業の現金および現金同等物を生み出す能力、およびキャッ

シュ・フローを利用するニーズを評価するさい役立つとして、RAC118で次のように述べている⁴⁰⁾。

「企業のキャッシュ・フローに関する情報は、現金および現金同等物を生み出す企業の能力、およびキャッシュ・フローを利用する企業のニーズを評価する基礎を財務諸表の利用者に提供するさい有用である。利用者が行う経済意思決定は、現金および現金同等物を生み出す企業の能力、およびそれらを生み出すタイミングおよび確実性の評価を必要とする。

本基準の目的は、当該期間のキャッシュ・フローを営業活動、投資活動および財務活動に分類したキャッシュ・フロー計算書によって企業の現金および現金同等物の過去の増減に関する情報の提供を要求することである。」

資金概念は現金および現金同等物として、次のように規定している⁴¹⁾。

「現金は手許現金および要求払預金からなる。

現金同等物は直ちに一定の現金額へ換金でき、かつ価値の変動について僅少なり
スクしか負わない短期で、流動性の高い投資である。

キャッシュ・フローは現金および現金同等物の収入および支出である。」

(2) 表示区分および表示形式

キャッシュ・フロー計算書は、営業活動、投資活動、財務活動に分類して当該期間のキャッシュ・フローを報告すべきであるとしている⁴²⁾。

営業活動によるキャッシュ・フローは、企業の営業活動の重要な指標で、将来の営業キャッシュ・フローを予測するさい有用であるとして、次の例示をしている⁴³⁾。

- (a) 商品の販売およびサービスの提供による現金収入
- (b) ロイヤリティ、報酬、手数料およびその他の収益による現金収入
- (c) 商品およびサービスの仕入先に対する現金支出
- (d) 従業員に対する、および従業員のための現金支出
- (e) 保険料および保険請求、年金およびその他保険期間中の給付金による保険会社の現金収入および現金支出
- (f) 財務活動および投資活動として明確に区分できない法人税等の現金支出あるいは還付金、および
- (g) 売買目的で保有される契約による現金収入および現金支出

投資活動によるキャッシュ・フローの開示は、将来の利益およびキャッシュ・フローを生み出す源泉に対して行われる支出の大きさを示すので重要であるとして、次の例示をしている⁴⁴⁾。

- (a) 財産、工場および設備、無形資産、およびその他の長期資産を取得するための現金支出。これらの支出は資産化された開発費および自己建設の財産、工場および設備に関連するものを含む
- (b) 財産、工場および設備、無形資産、およびその他の長期資産の売却による収入
- (c) 他の企業の持分証券あるいは負債証券、およびジョイント・ベンチャーにおける持分を取得するための現金支出（現金同等物とみなされるそれらの証券あるいは売買目的で保有されるそれらの証券に関する支出を除く）
- (d) 他の企業の持分証券あるいは負債証券、およびジョイント・ベンチャーにおける持分の売却による現金収入（現金同等物とみなされるそれらの証券あるいは売買目的で保有されるそれらの証券に関する収入を除く）
- (e) 他の当事者に対してなされた前渡金および貸付金（金融機関によって行われた前渡金および貸付金を除く）
- (f) 他の当事者に対してなされた前渡金および貸付金の返済による現金収入（金融機関の前渡金および貸付金を除く）
- (g) その契約が売買目的で保有されるか、その支出が財務活動として分類される場合を除く、先物契約、先渡契約、オプション契約およびスワップ契約に対する現金支出、および
- (h) その契約が売買目的で保有されるか、その収入が財務活動として分類される場合を除く、先物契約、先渡契約、オプション契約およびスワップ契約による現金収入

財務活動によるキャッシュ・フローの開示は、資本提供者による将来のキャッシュ・フローに対する請求権を予測するさい有用であるとして、次の例示をしている⁴⁵⁾。

- (a) 株式あるいは他の持分証券の発行による収入
- (b) 企業の株式を取得あるいは償還するための出資者への現金支出
- (c) 無担保社債の発行、借入金、手形借入金、社債の発行、担保附社債の発行、およびその他の短期あるいは長期借入金による現金収入
- (d) 借入金の現金返済、および
- (e) ファイナンス・リースに関連する負債残高の資産化分の減少に対する賃借人による現金支出

キャッシュ・フロー計算書の表示形式については、営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法を直接法による表示が望ましいとしながら、直接法か間接法のいずれかの方法によるとして、RAC118では次のように述べている⁴⁶⁾。

- a) 直接法、それによって総現金収入および総現金支出の主要なクラスが開示される、あるいは
- b) 間接法、それによって純利益あるいは純損失が、非現金的性格の取引の影響から、過去あるいは将来の営業活動による現金収入あるいは現金支出の繰延べ、あるいは見越しから、および投資活動によるキャッシュ・フローあるいは財務活動によるキャッシュ・フローに関連する収益項目あるいは費用項目から修正される。

また、損益計算書における税引前純利益と営業活動による現金との調整は、この情報がキャッシュ・フロー計算書の本文で提供されないならば財務諸表の注記として示されるべきであり、この調整は営業活動に関連する棚卸資産、受取勘定および支払勘定の増減、およびキャッシュ・フローと利益との他の差異を別個に開示すべきであるとしている⁴⁷⁾。

V. IASR7のキャッシュ・フロー計算書

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee ; IASC) がキャッシュ・フロー情報開示に関連する意見表明をはじめて行ったのは、1976年6月2日の公開草案第7号 (Exposure Draft 7 ; ED7) 「資金の源泉および運用に関する計算書 (案)」 (Statement of Source and Application of Funds, Proposed Statement)⁴⁸⁾ の公表である。その翌年1977年10月に国際会計基準第7号 (International Accounting Standards No.7 ; IAS7) 「財政状態変動表」 (Statement of Changes in Financial Position ; SCFP)⁴⁹⁾ として公表された。1992年12月には国際会計基準改訂第7号 (International Accounting Standards Revised No.7 ; IASR7) 「キャッシュ・フロー計算書」 (Cash Flow Statements)⁵⁰⁾ が公表され⁵¹⁾、キャッシュ・フロー計算書 (Cash Flows Statements) の作成が規定された。なお、IASCは2001年に国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board ; IASB) に組織変更され、そこで検討・設定された会計基準を国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards ; IFRS) として公表することとなった。

このIASR7は、さきに述べたカナダ、イギリスおよび南アフリカにおけるキャッ

シュ・フロー計算書に関する基準が準拠するとしている規定であり、現在、多くの国で準拠される、いわば親規定のような存在となっている。そこで、1992年のIASR7にもとづくキャッシュ・フロー計算書を概括する。

(1) 目的および資金概念

企業のキャッシュ・フローに関する情報は、現金および現金同等物を生み出す企業の能力およびキャッシュ・フローを利用する企業のニーズを予測する基礎を財務諸表の利用者に提供するさい有用であるとし、利用者が行う経済意思決定は現金および現金同等物を生み出す企業の能力およびそれらを生み出すタイミングおよび確実性の評価を必要とするとして⁵²⁾、次のように述べている⁵³⁾。

「他の財務諸表とともに利用される場合、キャッシュ・フロー計算書は企業の純資産の増減、財務上の構造（流動性および財務弾力性を含む）、および環境と機会の変化に適合させるためのキャッシュ・フローの金額とタイミングに影響を及ぼす能力を利用者に評価させる情報を提供する。キャッシュ・フロー情報は現金および現金同等物を生み出す企業の能力を予測するさい有用であり、異なる企業の将来のキャッシュ・フローの現在価値を予測および比較するためのモデルを利用者に開発させるのである。また、キャッシュ・フロー情報は同一の取引および事象に対して異なる会計処理を用いた影響を排除するので、異なる企業による営業活動の成果報告に関する比較可能性を高めるのである。

過去のキャッシュ・フロー情報は、しばしば、将来のキャッシュ・フローの金額、タイミングおよび確実性の指標として用いられる。それはまた、将来のキャッシュ・フローの過去の予測の正確性を検証するさい、および収益性と正味キャッシュ・フローとの関係および価格変動の影響を調査するさい有用である。」

資金概念は現金および現金同等物として、次のように規定している⁵⁴⁾。

「現金は手許現金および要求払預金からなる。

現金同等物は直ちに一定の現金額へ換金でき、かつ価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期で、流動性の高い投資である。

キャッシュ・フローは現金および現金同等物の収入および支出である。」

「現金同等物は、投資あるいはその他の目的というより短期の現金支払債務に応じる目的のために保有される。現金同等物とみなされる投資とは、それが一定の現金額に直ちに換金され、かつ価値の変動について僅少なりスクしか負わないものでな

なければならない。それゆえ、投資は、通常、たとえば取得日から3ヶ月あるいはそれ以内の短期の満期日である場合にのみ現金同等物とみなされる。持分証券は、それらが、たとえば、一定の償還期日のある、短期の満期日で取得された優先株式の場合のように、事実上、現金同等物でなければ、現金同等物から除外される。」

(2) 表示区分および表示形式

キャッシュ・フロー計算書は営業活動、投資活動および財務活動に分類して、当該期間のキャッシュ・フローを報告すべきとし、この活動別分類が企業の財政状態、および現金および現金同等物の金額に及ぼすそれらの活動の影響を利用者に予測することを可能にする情報を提供し、この情報がまた、これらの活動間の関係を評価するために利用されるとしている。また、営業活動とは企業の主要な収益獲得活動であり、投資活動あるいは財務活動でないその他の活動であり、投資活動とは長期資産および現金同等物に含まれないその他の投資の取得および処分であり、財務活動とは企業の持分資本および借入金の規模と構成を変化させる活動であると定義している⁵⁵⁾。

営業活動によるキャッシュ・フローに金額は、企業の営業活動が外部の資金調達することなく、借入金を返済し、企業の営業能力を維持し、配当金を支払い、新しい投資を行うために十分なキャッシュ・フローを生み出す大きさの重要な指標である。過去の営業活動によるキャッシュ・フローの特定の構成要素に関する情報は他の情報と併せて、将来の営業活動によるキャッシュ・フローを予測するさい有用である。営業活動によるキャッシュ・フローは、主に、企業の主要な収益獲得活動から得られる。それゆえ、それらは一般的に、純利益あるいは純損失の決定にかかわる取引および他の事象から生じるとして、次の例示をしている⁵⁶⁾。

- (a) 商品の販売およびサービスの提供による現金収入
- (b) ロイヤリティ、報酬、手数料およびその他の収益による現金収入
- (c) 商品およびサービスの仕入先に対する現金支出
- (d) 従業員に対する、および従業員のための現金支出
- (e) 保険料および保険請求、年金およびその他保険期間中の給付金による保険会社の現金収入および現金支出
- (f) 財務活動および投資活動として明確に区分できない法人税等の現金支出あるいは還付金、および
- (g) 売買目的で保有される契約による現金収入および現金支出

投資活動によるキャッシュ・フローを区分して開示することは、将来の利益およびキャッシュ・フローを生み出す源泉に対して行われる支出の大きさを示すので重要で

あるとして、次の例示をしている⁵⁷⁾。

- (a) 財産、工場および設備、無形資産、およびその他の長期資産を取得するための現金支出。これらの支出は資産化された開発費および自己建設の財産、工場および設備に関連するものを含む
- (b) 財産、工場および設備、無形資産、およびその他の長期資産の売却による収入
- (c) 他の企業の持分証券あるいは負債証券、およびジョイント・ベンチャーにおける持分を取得するための現金支出（現金同等物とみなされるそれらの証券あるいは売買目的で保有されるそれらの証券に関する支出を除く）
- (d) 他の企業の持分証券あるいは負債証券、およびジョイント・ベンチャーにおける持分の売却による現金収入（現金同等物とみなされるそれらの証券あるいは売買目的で保有されるそれらの証券に関する収入を除く）
- (e) 他の当事者に対してなされた前渡金および貸付金（金融機関によって行われた前渡金および貸付金を除く）
- (f) 他の当事者に対してなされた前渡金および貸付金の返済による現金収入（金融機関の前渡金および貸付金を除く）
- (g) その契約が売買目的で保有されるか、その支出が財務活動として分類される場合を除く、先物契約、先渡契約、オプション契約およびスワップ契約に対する現金支出、および
- (h) その契約が売買目的で保有されるか、その収入が財務活動として分類される場合を除く、先物契約、先渡契約、オプション契約およびスワップ契約による現金収入

財務活動によるキャッシュ・フローを区分して開示することは、資本提供者による将来のキャッシュ・フローに対する請求権を予測するさい有用であるとして、次の例示をしている⁵⁸⁾。

- (a) 株式あるいは他の持分証券の発行による収入
- (b) 企業の株式を取得あるいは償還するための出資者への現金支出
- (c) 無担保社債の発行、借入金、手形借入金、社債の発行、担保附社債の発行、およびその他の短期あるいは長期借入金による現金収入
- (d) 借入金の現金返済、および
- (e) ファイナンス・リースに関連する負債残高の資産化分の減少に対する賃借人による現金支出

キャッシュ・フロー計算書の表示形式については、営業活動によるキャッシュ・フローを直接法か間接法のいずれかの方法によるとして、IASR7では次のように述べている⁵⁹⁾。

- a) 直接法、それによって総現金収入および総現金支出の主要なクラスが開示される、あるいは
- b) 間接法、それによって純利益あるいは純損失が、非現金的性格の取引の影響から、過去あるいは将来の営業活動による現金収入あるいは現金支出の繰延べ、あるいは見越しから、および投資活動によるキャッシュ・フローあるいは財務活動によるキャッシュ・フローに関連する収益項目あるいは費用項目から修正される

営業活動によるキャッシュ・フローの表示方法は直接法による表示が望ましいとして、直接法は将来のキャッシュ・フローを予測するさい有用であり、間接法では得られない情報を提供する。間接法の下では、総現金収入および総現金支出の主要なクラスに関する情報は、次から得られるとしている⁶⁰⁾。

- (a) 企業の会計記録から、あるいは
- (b) 売上高、売上原価（金融機関については、受取利息およびそれと類似する収益、および支払利息およびそれと類似する費用）および損益計算書におけるその他の項目次のものを調整することによって
 - (i) 棚卸資産および営業活動による売上債権および仕入債務の当該期間の増減額
 - (ii) その他の非現金項目、および
 - (iii) 現金への影響が投資活動によるキャッシュ・フローあるいは財務活動によるキャッシュ・フローに及ぶその他の項目

また、間接法の下では、営業活動による正味キャッシュ・フローは純利益あるいは純損失と次の影響とを調整することによって決定されるとしている⁶¹⁾。

- (a) 棚卸資産および営業活動による売上債権および仕入債務の当該期間の増減額
- (b) 減価償却費、引当金、繰延税金、未実現為替差益および未実現為替差損、関連会社の未分配利益、および少数株主持分のような非資金項目、および
- (c) 現金への影響が投資活動によるキャッシュ・フローあるいは財務活動によるキャッシュ・フローに及ぶすべてのその他の項目

代替的に、営業活動による正味キャッシュ・フローは損益計算書に開示された収益および費用、および棚卸資産および営業活動による売上債権および仕入債務の当該期間の増減額を示すことによる間接法の下で表示することもできるとしている。

このように、IASR7のキャッシュ・フロー計算書の規定を概括したが、とくに南アフリカのRAC118はIASR7とほぼ同じ内容となっている。カナダ、イギリスもIASR7に準拠するとしている。これらの国々と同様に、IASR7をキャッシュ・フロー情報開示に関する準拠規定として、自国の状況を加味させて自国の基準設定を行っている国は多くみられる。それゆえ、このIASR7は影響力のある重要な規定であると考えられる。

VI. おわりに

本稿では、カナダ、イギリスおよび南アフリカにおけるキャッシュ・フロー情報開示の現状を、各国のキャッシュ・フロー計算書の規定から明らかにした。さらに、IASR7に規定されるキャッシュ・フロー計算書についても検討した。これらの検討から明らかなことは次のとおりである。

第1に、資金概念については、イギリスだけが手許現金およびすべての正規の金融機関に対する要求払預金としており、この点は特徴である。カナダおよび南アフリカは、IASR7と同様に現金および現金同等物としている。

第2に、表示区分についても、イギリスだけが①営業活動、②投資報酬および資金調達費用、③税金、④資本的支出および財務的投資、⑤取得および処分、⑥株式配当金支出、⑦流動資源の管理、および⑧財務の8区分としており、独自の表示区分である。また、ジョイント・ベンチャーおよび関連会社からの配当金収入は営業活動の区分と投資報酬および資金調達費用の区分との間の独立した項目として含められるべきであるとして、9区分となる場合があるとしている。カナダおよび南アフリカは、IASR7と同様に営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フローおよび財務活動によるキャッシュ・フローの3区分となっている。しかしながら、南アフリカ以外では各区分に含められる項目には若干の相違がみられる。これが各国の特色となっている。

第3に、表示形式については、カナダ、イギリスおよび南アフリカはともにIASR7と同様に営業活動によるキャッシュ・フローの表示を、総現金収入および総現金支出の主要なクラスを開示する直接法と純利益あるいは純損失との影響とを調整することによって決定する間接法の選択適用としている。

以上のことから、カナダ、イギリスおよび南アフリカにおけるキャッシュ・フロー

情報開示は、IASR7の規定にはば準拠した内容となっている。今後、キャッシュ・フロー情報開示を含めた会計情報の開示がどのように展開されるか注目すべきである。

注

- 1) International Accounting Standards Committee (IASC), International Accounting Standards Revised No.7 (IASR7), Revised 1992, *Cash Flow Statements*, December, 1992.
- 2) Canadian Institute of Chartered Accountant (CICA), CICA Handbook, Section 1540 (以下, HdbkSR1540), *Cash Flow Statements*, CICA, August, 1998.
- 3) Accounting Standards Board (ASB), Financial Reporting Standards 1 (FRSR1), *Cash Flow Statements (revised 1996)*, October, 1996.
- 4) South African Institute of Chartered Accountants (SAICA), Statement of Generally Accepted Accounting Practice, Revised Accounting Standards 118 (RAC118), *Cash Flow Statements*, South African Institute of Chartered Accountants (SAICA), May, 1996.
- 5) Canadian Institute of Chartered Accountant (CICA), *Financial Reporting in Canada*, CICA, 1956.
- 6) Canadian Institute of Chartered Accountant (CICA), CICA Handbook, Section 1540 (以下, HdbkS1540), *Statement of Source and Application of Funds*, CICA, 1968.
- 7) CICA, HdbkS1540, *Statement of Changes in Financial Position*, CICA, 1974.
- 8) CICA, HdbkSR1540, 1998, *op. cit.*
- 9) カナダにおけるキャッシュ・フロー情報開示の研究には次のものがある。
 大雄令純稿, 「カナダにおける資金情報の開示」, 小川冽編著, 『現代資金会計の動向』所収, 国元書房, 1973年, pp.109-121。
 大雄令純稿, 「カナダ」, 鎌田信夫編著, 『資金情報開示の理論と制度』所収, 白桃書房, 1991年, pp.147-155。
 向伊知郎稿, 「カナダ」, 鎌田信夫編著, 『現金収支情報の開示制度』所収, 税務経理協会, 1997年, pp.49-75。
- 10) CICA, HdbkSR1540, 1998, *op. cit.*, par. 1540.03.
- 11) *Ibid.*, par. 1540.06.
- 12) *Ibid.*, par. 1540.16.
- 13) *Ibid.*, par. 1540.18.
- 14) *Ibid.*, par. 1540.19.
- 15) *Ibid.*, par. 1540.20.
- 16) Accounting Standards Committee (ASC), Statements of Standard Accounting Practice 10 (SSAP10), *Statements of Source and Application of Funds*, Institute of Chartered Accountants in England and Wales (ICAEW), July, 1975.
- 17) International Accounting Standards Committee (IASC), International Accounting Standards No.7 (IAS7), *Statement of Changes in Financial Position*, October, 1977.
- 18) ASC, SSAP10, *Part4 - Compliance With International Accounting Standard No.7 'Statement of Changes in Financial Position'*, par. 14.
- 19) Accounting Standards Board (ASB), Financial Reporting Standards 1 (FRS1), *Cash Flow Statements*, September, 1991.

- 20) Accounting Standards Board (ASB), Financial Reporting Standards 1 (以下, FRSR1), *Cash Flow Statements (revised 1996)*, October, 1996.
- 21) イギリスにおけるキャッシュ・フロー情報開示の研究には次のものがある。
 藤田幸男稿,「イギリスにおける資金情報の開示」,小川洵編著,『現代資金会計の動向』所収,国元書房,1973年,pp.123-137。
 田中弘稿,「イギリス」,鎌田信夫編著,『資金情報開示の理論と制度』所収,白桃書房,1991年,pp.157-168。
 鎌田信夫,中島真澄稿,「イギリス」,鎌田信夫編著,『現金収支情報の開示制度』所収,税務経理協会,1997年,pp.77-106。
- 22) Applying GAAP 2004/2005, A Practical Guide to Financial Reporting, 19 *Cash Flow Statements*, CCH, p.637.
- 23) ASB, FRSR1, 1996, *op. cit.*, par. 1.
- 24) *Ibid.*, par. 2.
- 25) *Ibid.*, pars. 11, 12A.
- 26) *Ibid.*, par. 13.
- 27) *Ibid.*, pars. 14, 15.
- 28) *Ibid.*, pars. 16-18.
- 29) *Ibid.*, pars. 19-21.
- 30) *Ibid.*, pars. 22-24.
- 31) *Ibid.*, par. 25.
- 32) *Ibid.*, pars. 26-28.
- 33) *Ibid.*, pars. 29-31.
- 34) *Ibid.*, par. 58.
- 35) *Ibid.*, *Appendix II-Compliance With International Accounting Standards*, par. 1.
- 36) Schedule 4 to the Companies Act, No. 61 of 1973, *Statutes of the Republic of South Africa-Companies*, 1973.
- 37) South African Institute of Chartered Accountants (SAICA), Statement of Generally Accepted Accounting Practice, Accounting Standards 118 (AC118), *Cash Flow Information*, South African Institute of Chartered Accountants (SAICA), July, 1988.
- 38) South African Institute of Chartered Accountants (SAICA), Statement of Generally Accepted Accounting Practice, Revised Accounting Standards 118 (以下, RAC118), *Cash Flow Statements*, South African Institute of Chartered Accountants (SAICA), May, 1996.
- 39) 南アフリカにおけるキャッシュ・フロー情報開示の研究には次のものがある。
 B W Steyn, W D Hamman, Cash Flow Reporting : Do Listed Companies Comply With AC 118 ?, *Meditari Accountancy Reserch*, Vol. 11, 2003, pp.167-180。
 澤村隆秀,渡辺竜介稿,「南アフリカ」,鎌田信夫編著,『現金収支情報の開示制度』所収,税務経理協会,1997年,pp.159-173。
 澤村隆秀,渡辺竜介稿,「南アフリカ」,『南アフリカ勅許会計士協会会計基準第118号『現金収支情報』,『産業経済研究所紀要』(中部大学産業経済研究所),第7号(1997年3月),pp.101-113。
 澤村隆秀,渡辺竜介稿,「南アフリカ」,『中部大学経営情報学部論集』(中部大学),第7号(1996年12月),pp.179-189。
- 40) SAICA, RAC118, 1996, *op. cit.*, pars. .01., .02.
- 41) *Ibid.*, par. .07.
- 42) *Ibid.*, par. .12.
- 43) *Ibid.*, pars. .15., .16.

- 44) *Ibid.*, par. .18.
- 45) *Ibid.*, par. .19.
- 46) *Ibid.*, par. .20.
- 47) *Ibid.*, pars. .23., .24.
- 48) International Accounting Standards Committee (IASC), Exposure Draft 7 (ED7), *Statement of Source and Application of Funds*, Proposed Statement, June, 1976.
- 49) International Accounting Standards Committee (IASC), International Accounting Standards No.7 (IAS7), *Statement of Changes in Financial Position*, October, 1977.
- 50) IASC, International Accounting Standards Revised No.7 (IASR7), Revised 1992, *Cash Flow Statements*, December, 1992.
- 51) 国際会計基準改訂第7号 (IASR7) におけるキャッシュ・フロー情報開示の研究には次のものがある。
 鎌田信夫, 遠藤秀樹稿, 「国際会計基準Ⅰ」, 鎌田信夫編著, 『現金収支情報の開示制度』所収, 税務経理協会, 1997年, pp.175-196。
 小西範幸稿, 「国際会計基準Ⅱ」, 鎌田信夫編著, 『現金収支情報の開示制度』所収, 税務経理協会, 1997年, pp.197-218。
 小西範幸著, 『キャッシュフロー会計の枠組みー包括的業績報告システムの構築ー』, 岡山大学経済学研究叢書第31冊, 岡山大学経済学部, 2004年, pp.135-150。
- 52) IASC, IASR7, *op. cit.*, Objective.
 なお, 南アフリカのRAC118にも同規定がみられる。RAC118, *op. cit.*, pars. .05., .06.
- 53) IASC, IASR7, *op. cit.*, pars. 4, 5.
- 54) *Ibid.*, pars. 6, 7.
- 55) *Ibid.*, pars. 6, 10, 11.
- 56) *Ibid.*, pars. 13, 14.
- 57) *Ibid.*, par. 16.
- 58) *Ibid.*, par. 17.
- 59) *Ibid.*, par. 18.
- 60) *Ibid.*, par. 19.
- 61) *Ibid.*, par. 20.